

# 第4章 災害安全

(空白ページ)

## 第1節 災害安全に関する安全教育

### 1 災害安全に関する安全教育の目標

災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

### 2 災害安全に関する安全教育の内容

区 分	目 標	項 目
火災時の安全	火災時に起こりやすい危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする。	火災発生時の危険の理解と火災の状況に応じた安全な行動の仕方
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方
地震災害時の安全	地震発生の場合、危険な行動に走りやすいことを理解し、安全な行動ができるようにする。	地震発生時に起こる危険の理解と安全な行動の仕方
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方
		避難場所の複数化とその確認 津波による危険と避難の仕方
風水害時の安全	風水害、豪雪は登下校時の道路環境を変えることがあることを理解し、危険を的確に判断し、安全な行動ができるようにする。	風水害等による危険の理解と安全な行動の仕方
		豪雪、雪崩等による危険の理解と安全な行動の仕方
		落雷による危険の理解と安全な行動の仕方
原子力災害時の安全	放射線による事故の危険について理解し、安全な行動ができるようにする。	放射線による身体への影響や健康被害
		放射線による健康被害の防止や避難の仕方
		放射線による健康被害の防止と個人や社会の責任
火山災害時の安全	火山災害が発生した場合の危険を理解し、安全な行動ができるようにする。	火山活動による危険の理解と避難の仕方
避難所の役割と安全	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、適切な行動ができるようにする。	災害発生時の避難所の役割と相互扶助
災害の備えと安全な生活	災害安全に関する意識を高めるために、防災避難訓練等の学校行事の意義を理解し、積極的に参加できるようにする。	災害安全に関する学校行事等の意義の理解と積極的な参加
		児童（生徒）会活動による自主的活動への参加
		地域社会における防災に関する活動への参加

## 第2節 災害安全に関する安全管理

自然災害等発生に備えた安全管理としては、火災や地震、火山活動などの災害発生時の避難に関する事項及び地震等への備えに関する事項等が考えられる。例えば、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成・点検をすること、「緊急地震速報」を受け取った際の対応、避難経路や防災施設等の周辺に障害物を置かないこと、避難器具の点検、設備や器具等の転倒・落下防止、発火しやすい薬品等の安全な保管、校外関連機関との連絡体制・連絡機能の確保、非常用物資の備蓄などについて十分配慮する。さらに、自然災害等発生時に学校が避難所となった場合を想定して、使用場所についての一応の優先順位を、教育委員会等と十分協議するとともに、衛生管理にも配慮した安全管理について検討すべきである。

一方、防災施設や設備の誤作動によるけがなど、日常の安全性の観点からの安全管理も必要である。防災扉、防火シャッターについては定期点検、取扱いの注意等を徹底する必要がある。

火災、地震、津波、風水(雪)害、原子力災害、火山活動などが発生した場合には、それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう、関連機関との連絡体制や情報収集体制を含めて、防災のための組織を確立する。安全措置では、児童生徒等の安全を最優先しつつ、教職員自らの安全も確保する。また、教職員は、避難方法に習熟し、自然災害等発生時には、冷静に的確に指示を行う。

特に、津波発生に備え、あらかじめ複数の避難先及び避難経路を設定し、また、発生時に状況に応じて冷静に的確な指示を行うことができるよう、対策を講じておく必要がある。

なお、災害発生に備えるためには、防災体制の役割分担、消火器等防災設備の配置や使用法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物など、体制の整備及び対処法について教職員の共通理解を得ておく必要がある。

### 1 火災発生時の緊急対応

学校又は学校付近からの出火の際には、まず、発見者が他の教職員や周囲に火災発生を伝える。可能ならば初期消火を試み、併せて、消防署へも通報する。

児童生徒等に対しては、動揺を抑え、安全に避難させる。また、負傷者には応急手当を行う。

防火体制としては、例えば、防災本部を設け、初期消火、通報連絡、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしておく。

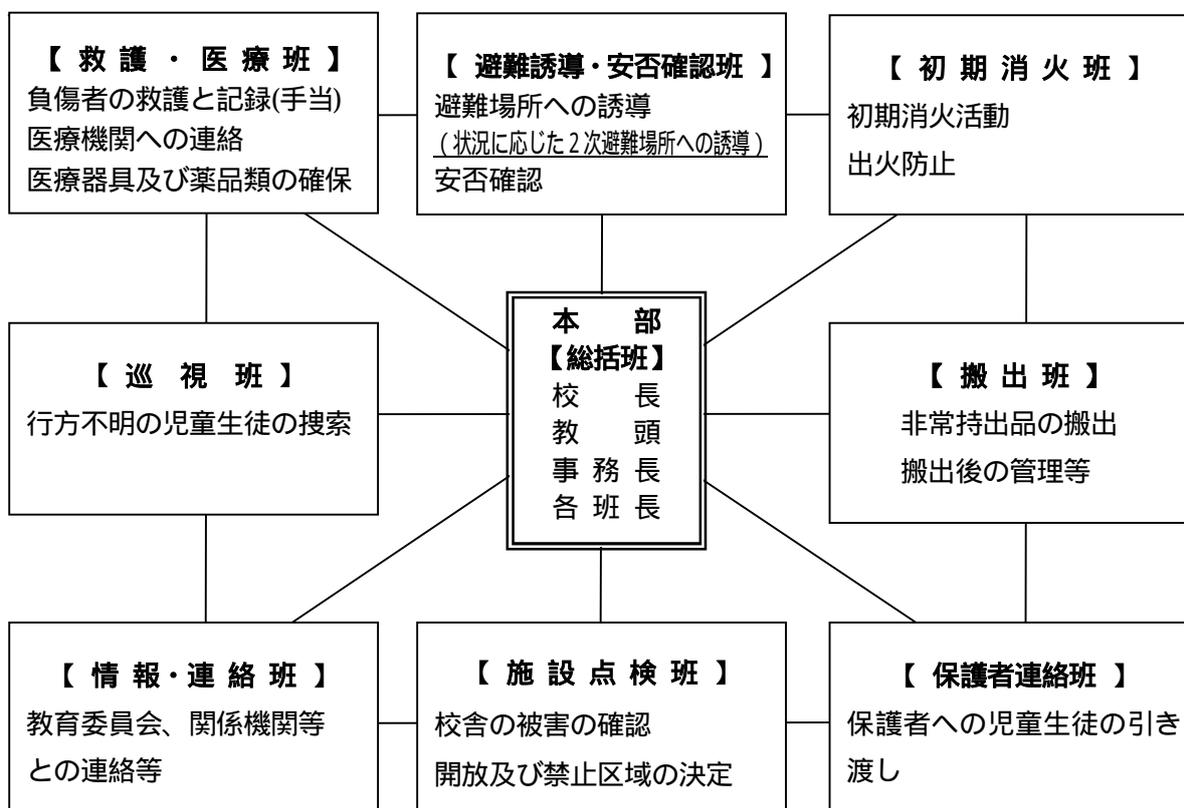
避難は、火災の状況に応じて迅速かつ安全に行う。避難に際しては校内における残留者の有無や負傷者の有無の確認及び適切な事後措置を行う。一方、校内の防災本部では、刻々変化する状況を正確に把握し、混乱のないよう、的確に指示を行う。

## 2 地震、津波発生時の緊急対応

### (1) 地震災害に係る体制例

県(市町)内に地震が発生した場合			
基準	震度3の地震発生 又は 津波注意報の発表	震度4～5弱の地震発生 又は 津波警報の発表	震度5強以上の地震発生 又は 津波災害の発生
体制	注意配備 (情報収集、諸連絡に備える)	警戒配備 (学校災害対策本部設置に備える)	学校災害対策本部 (学校災害対策本部の設置)
動員	校長、教頭、事務長等	校長、教頭、事務長、主任、 学校安全委員等	全教職員

### (2) 学校災害対策本部の設置例



#### 【 学校が避難所に指定されている場合 】

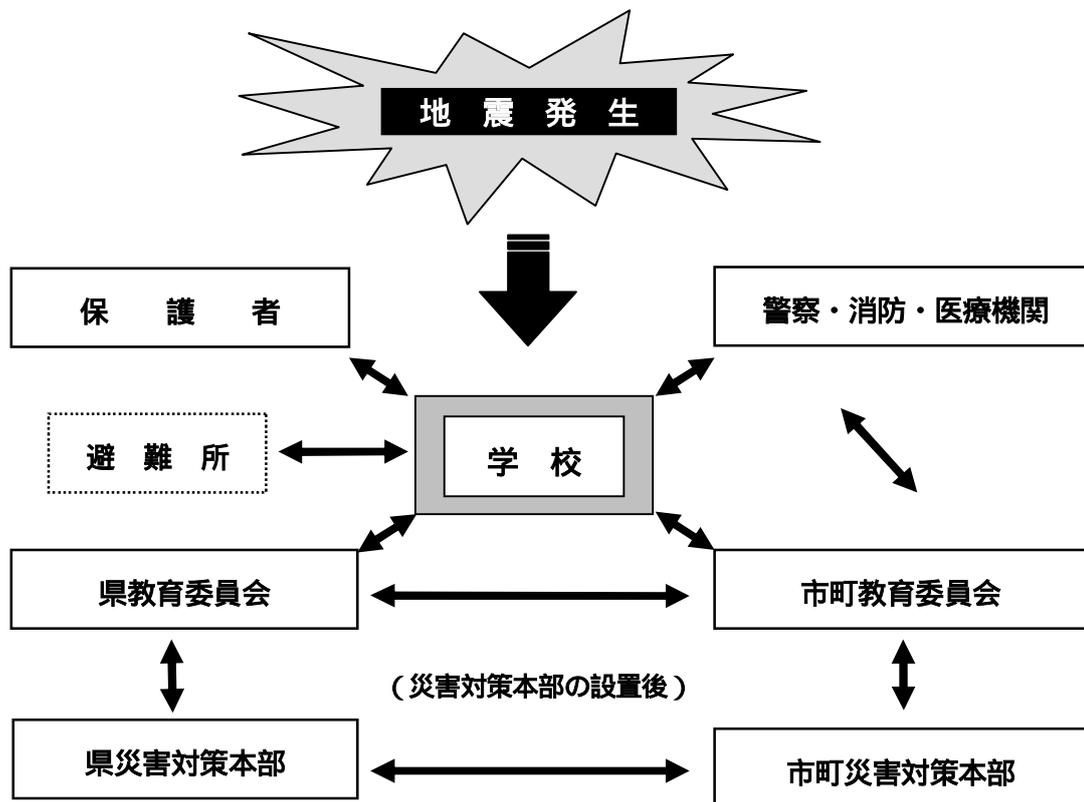
児童生徒の安否確認を最優先とするが、学校に避難してきた住民の誘導や案内等を行う担当を決めておく。

(3) 学校災害対策本部の具体的対応例

【 班 】	【 対 応 例 】
総 括	各班との連絡 児童生徒の安否情報や校舎の被災状況の把握 教育委員会や関係機関との連絡調整 保護者、親類、知人等からの照会に対する対応 外部対応(対応窓口の一本化)
救 護 ・ 医 療	負傷者の救護 医療機関への連絡 応急処置等の記録 医療器具・薬品類の確保
避 難 誘 導 安 否 確 認	児童生徒の安否確認 避難の必要性を判断 避難場所への誘導 津波が予想される場合の再避難 救護・医療班との連携(負傷者がいる場合)
初 期 消 火	初期消火 出火防止
巡 視	行方不明の児童生徒の捜索
保 護 者 連 絡	児童生徒の引き渡し方法等についての連絡 学校で児童生徒を保護する場合の連絡
情 報 ・ 連 絡	マスコミ：地震の規模、余震の可能性と規模、津波などの二次災害の危険性情報の把握 地 域：危険箇所・本部等関係機関との連絡 被害の状況、指導事項の確認、その他の情報収集
施 設 点 検	校舎内避難、避難所開設等のための外観上の安全確認 【 外観上の安全確認の基準として考えられる内容 】 建物全体の傾斜 柱の座屈 壁の崩壊や 字の亀裂 窓や窓ガラスの破損状況 渡り廊下本体の損傷 仕切り壁・掲示板・建具、天井板・蛍光灯などの落下物 校舎との接続部分の損傷 運動場の地割れの状況 石垣の崩れ コンクリート塀の倒壊や亀裂 危険箇所の周知、立ち入り禁止等の措置
搬 出	非常持ち出し品の搬出 搬出後の管理

(4) 地震発生時の関係機関への連絡体制

連絡体制

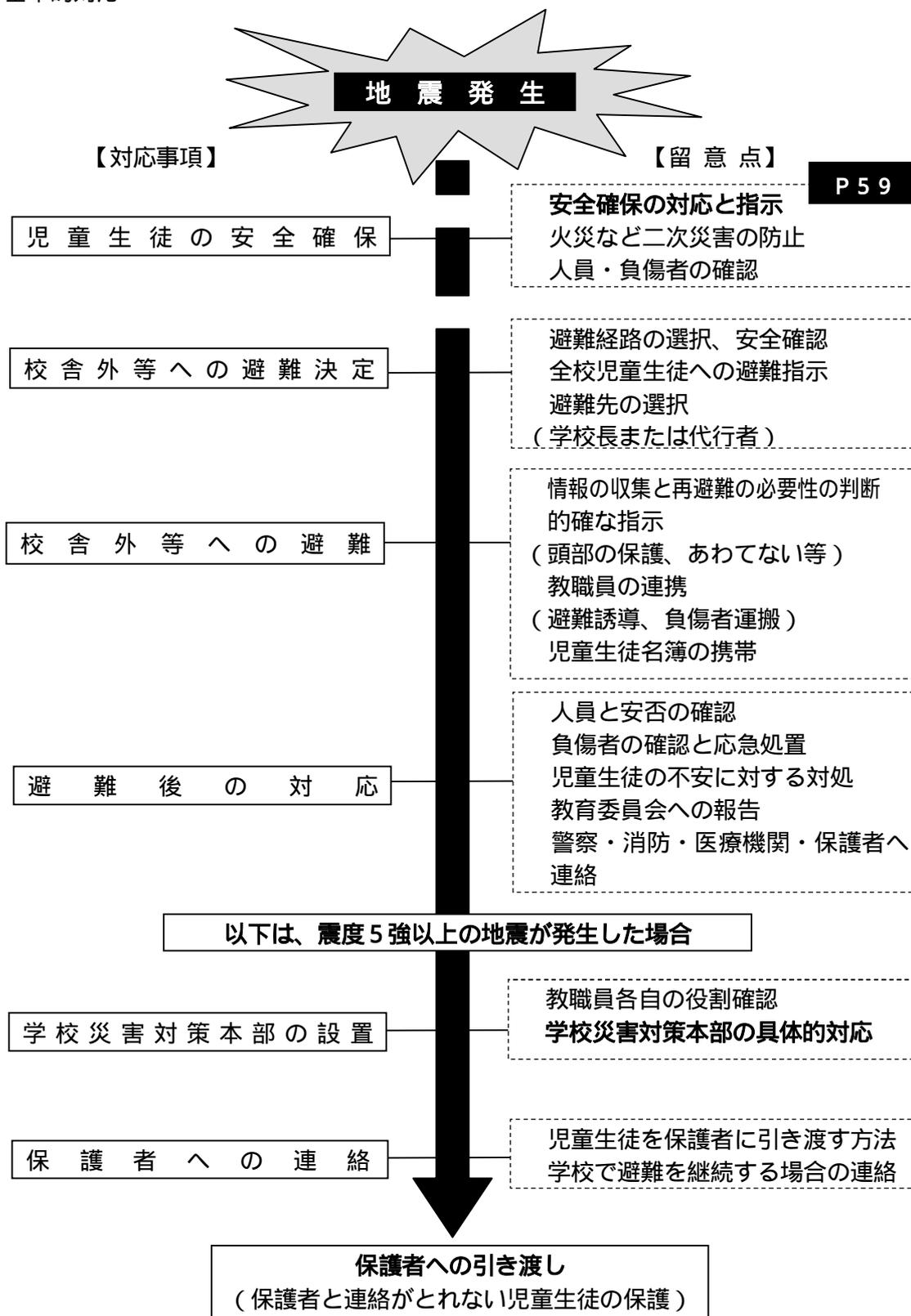


関係機関等への通報・連絡内容と方法

機 関 名	通 報 ・ 連 絡 内 容	方 法
県教育委員会	児童生徒の避難状況	電 話 インターネット I P 電話 メ ー ル 防災無線 文 書 有線放送 伝 令 (自転車・ 自動二輪 車など) 等
市町教育委員会	児童生徒及び職員の被災状況	
教育事務所	学校の被災状況	
警 察 署	通学路の安全確保、盗難に対する警戒警備等の要請 校舎の被害状況や児童生徒の負傷状況	
消 防 署	救急救助の要請、火災発生状況、消火要請	
保 健 所	衛生状況の報告、衛生管理の要請	
保護者、P T A	残留児童生徒の保護方法、児童生徒の引き渡し方法、 帰宅方法、緊急連絡事項、通学路安全確保への協力要請	
医 療 機 関	受け入れ要請、児童生徒の被災状況、治療状況の確認	

(5) 地震発生時の対応 ( 校内活動時の対応例 )

基本的対応



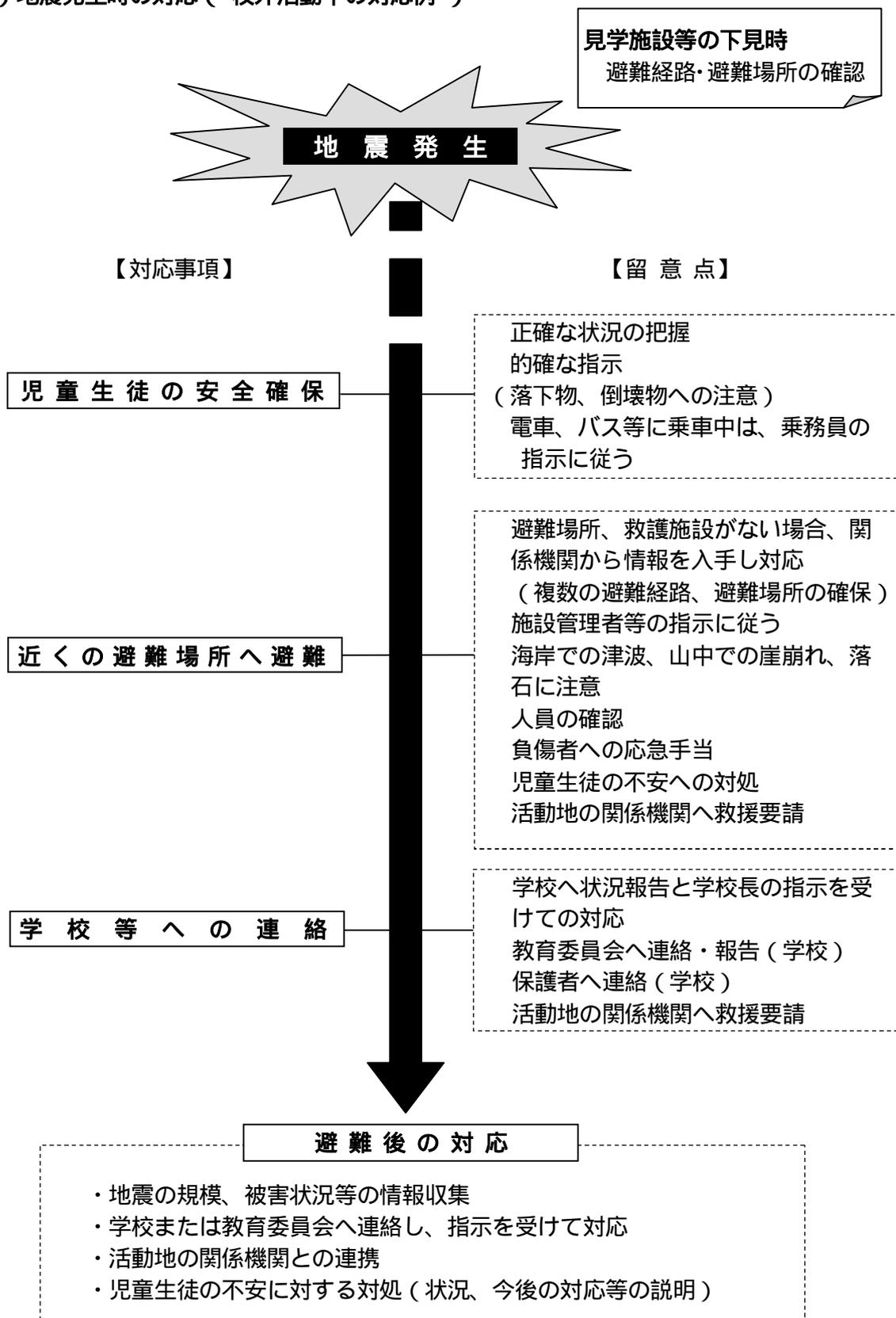
安全確保の対応と指示

場 所	教職員の対応	児童生徒への指示
普 通 教 室	児童生徒の安全を確保するよう的確に指示する (頭部の保護) (窓や壁から離れる)  児童生徒の人員を確認する  周囲の安全を確認する  児童生徒を落ち着かせる  余震に備える (避難経路の確認及び 避難指示は職員室で 待機中の教職員が行 う)	机の下にもぐり、机の足を持つように指示
理 科 室		薬品棚等の倒壊に備えて机の下にもぐるよう指示 火気使用中であれば、消火の指示 有毒ガス発生の恐れがある場合はハンカチを鼻や口にあてるよう指示
調 理 実 習 室		用具棚や冷蔵庫等の倒壊に備えて机の下にもぐるよう指示 火気使用中であれば、消火の指示 ガスへの引火に留意し、速やかに避難するよう指示
コ ン プ ュ ー タ 室		ディスプレイ等の倒壊や飛び出しに留意し、机の下にもぐるよう指示
体 育 館		天井や窓、壁からの落下物に注意しながら、体を低くするよう指示
運 動 場		建物から離れ、中央に集合させ、体を低くするよう指示
プ ー ル		速やかにプールのふちに移動させ、ふちをつかむよう指示 揺れがおさまれば、すばやくプールから出るように指示 安全な場所へ避難するよう指示 (靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る)

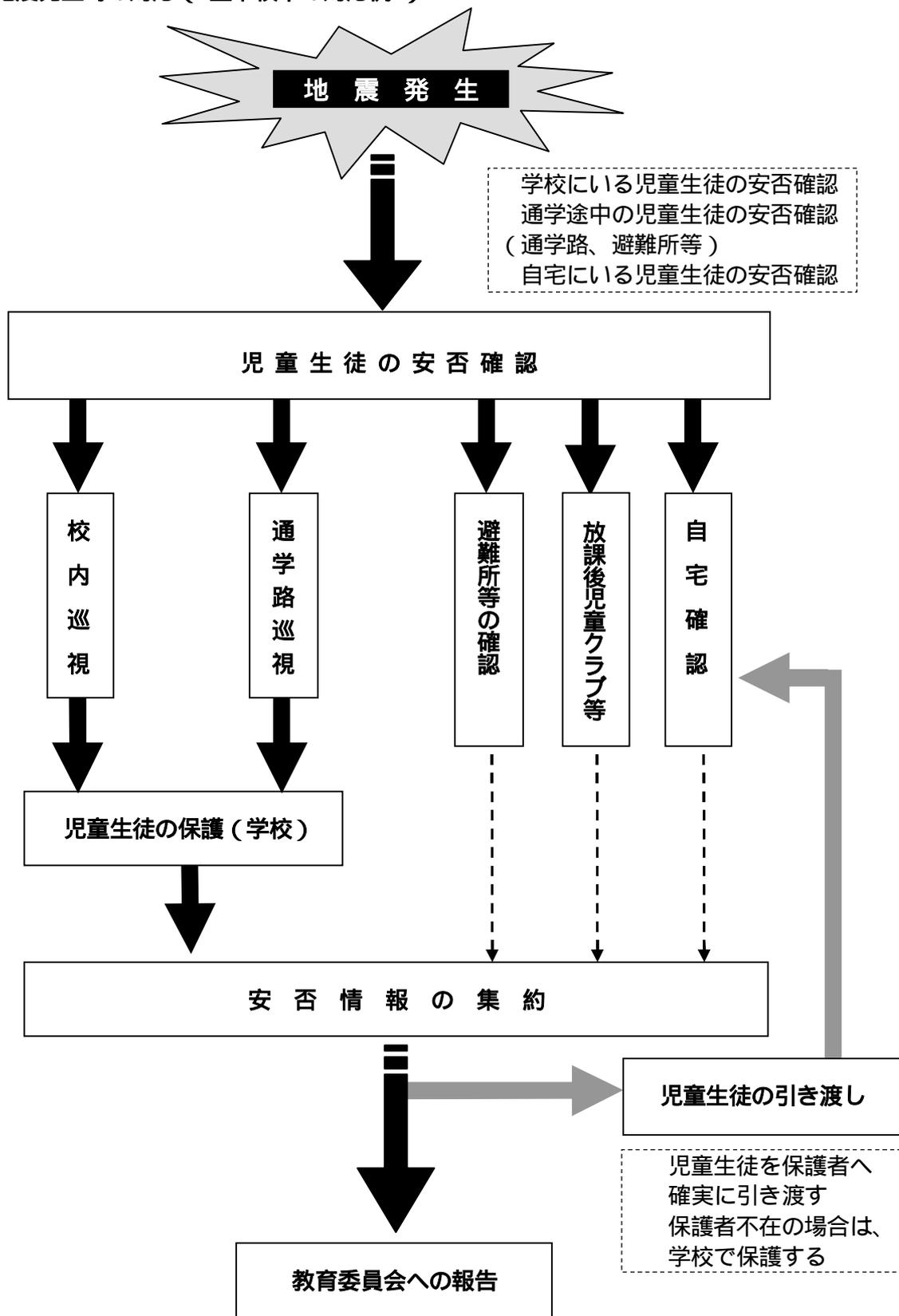
教職員と児童生徒が離れている場合の対応 (休み時間、放課後、部活動 等)

分散して校舎内を巡回し、児童生徒の安全を確保する 校舎外にいる児童生徒の人員を確認する 本部の避難指示を受け、児童生徒をより安全な場所へ誘導する 負傷者がいる場合は、応急手当を施す
---

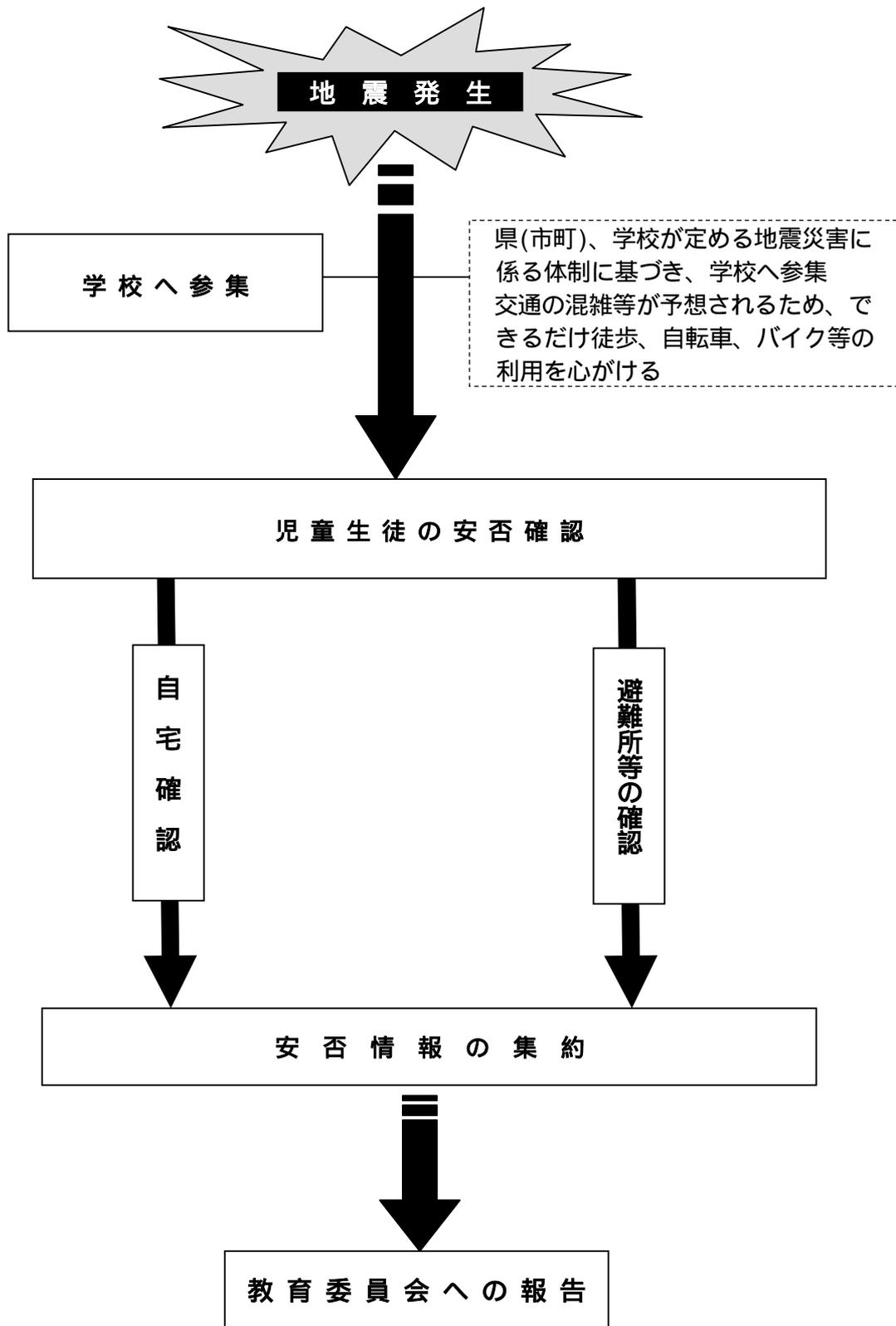
(6) 地震発生時の対応 ( 校外活動中の対応例 )



(7) 地震発生時の対応 ( 登下校中の対応例 )



( 8 ) 地震発生時の対応 ( 在宅時の対応例 )



(9) 地震発生時の心構え

**グラッときたら**

資料P146

**1. まず気持ちを落ち着け 冷静に！** 【地震発生0分】  
あわてず、大きな揺れに備える。



**2. 安全確保が最優先！ 大きな揺れは1分程度** 【地震発生0分～2分】  
大きな揺れを感じたら、児童・生徒と自身の安全を確保する。  
机の下に入る。  
クッション、本などで頭を保護する。  
落下物や転倒物から身を守る。  
ロッカーや棚から離れる。  
ガラス面から離れる。



**3. 火の始末** 【地震発生2分～3分】  
火を使っていれば、しっかり始末をする。ガスの元栓も切る。



**4. 周囲の安全確認** 【地震発生3分～5分】  
児童生徒の安全、周囲の被害状況を確認し、避難可能な出口を確保する。



**5. 情報収集** 【地震発生5分～10分】  
すぐ避難せず、地震や津波に関する正確な情報を収集する。

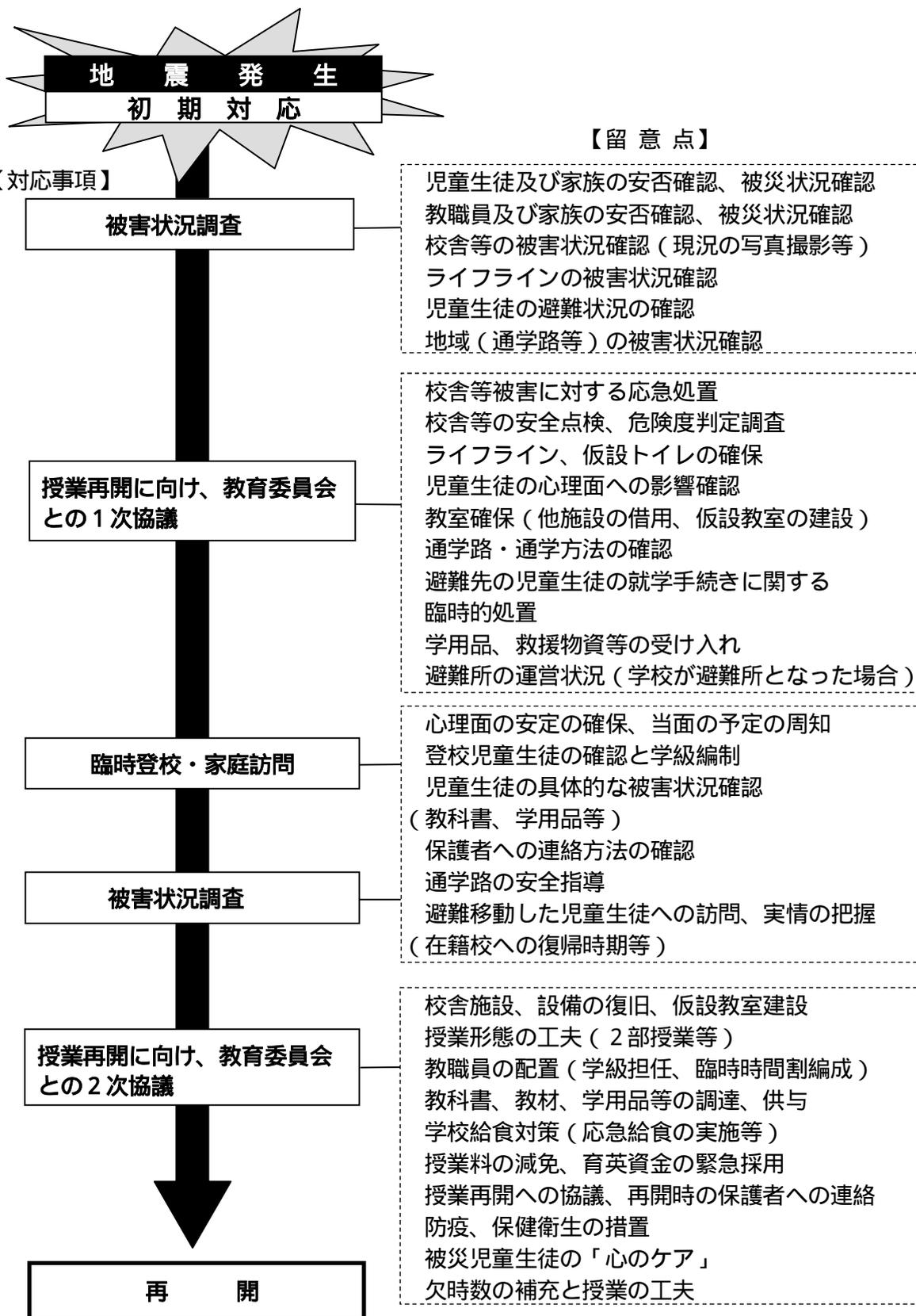


**6. 避難** 【地震発生10分～】  
基本行動は「しゃがむ」、「身をかかす」、「頭を守る」(裸足は禁物)



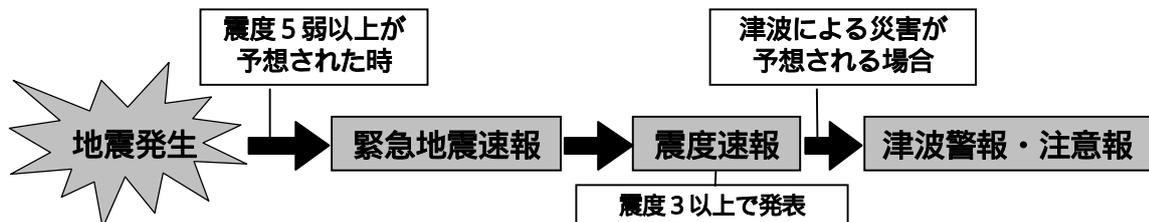
**7. 避難** 【津波発生】  
津波に関する正確な情報を収集し、必要に応じて再避難(二次避難場所)を行う。

(10) 学校再開に向けた対応



(11) 地震及び津波に関する情報

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、順次、津波警報・注意報、津波情報を発表しています。



津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に、津波警報（大津波、津波）または津波注意報が発表されます。

種類		解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報		高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせします。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表します。

(12) 津波発生と伝播のしくみ

(参考：気象庁HP)

津波の発生

海底下で大きな地震が発生すると、断層運動により海底が隆起もしくは沈降します。これに伴って海面が変動し、大きな波となって四方八方に伝播するものが津波です。

津波の伝わる速さ

「津波の前には必ず潮が引く」という言い伝えがありますが、必ずしもそうではありません。地震を発生させた地下の断層の傾きや方向によっては、また、津波が発生した場所と海岸との位置関係によっては、潮が引くことなく最初に大きな波が海岸に押し寄せる場合もあります。津波は引き波で始まるとは限らないのです。

津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合いではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくにつれ後から来る波が前の津波に追いつき、波高が高くなります。

水深が浅いところで遅くなるといっても、オリンピックの短距離走選手なみの速さで陸上に押し寄せるので、普通の人々が走って逃げ切れるものではありません。津波から命を守るためには、津波が海岸にやってくるのを見てから避難を始めたのでは間に合わないのです。海岸付近で地震の揺れを感じたら、または、津波警報が発表されたら、実際に津波が見えなくても、速やかに避難しましょう。



### 3 風水害への緊急対応

風水害、豪雪等の災害発生に対しては、教育委員会からの指示や関係機関等との連絡により、児童生徒等の緊急下校や避難の措置をとる。緊急下校の際には、通学路の安全を確認し、家庭と連絡をとるなどして、下校の時間やその方法を的確に判断する。

また、始業前の場合には、登校の可否を決定し、他の必要事項とともに、その旨を家庭に連絡する。詳細については、地震の場合に準ずる。

#### 災害のおそれがあるときに発表される「警報」「注意報」

<主な警報の種類>

大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 (例:重大な浸水や土砂災害など)
洪水警報	大雨により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 (例:河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊など)
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものです。 (波浪とは、風に吹かれて起こる波やうねりなど、海面や湖面の波の動きのことです。)
高潮警報	台風や低気圧などによる異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

<主な注意報の種類>

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 (例:浸水災害や土砂災害など)
洪水注意報	大雨により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 (例:河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊など)
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものです。
高潮注意報	台風や低気圧などによる異常な海面の上昇により、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 (例:交通機関の著しい障害など)
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加することもあります。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけます。

出典： 政府広報オンライン「風水害から身を守るために」

## 4 落雷への対応

### 【 落雷を回避する方法 】

#### (1) 遠くの落雷・急発達した黒雲に注意

- ・雷鳴が聞こえたら、たとえ遠くであっても避難した方がよい。雷雲から10km離れた場所に落ちるケースもある。
- ・頭上で急に黒雲が発達したときも要注意！

#### (2) 低い場所へ、低い姿勢で

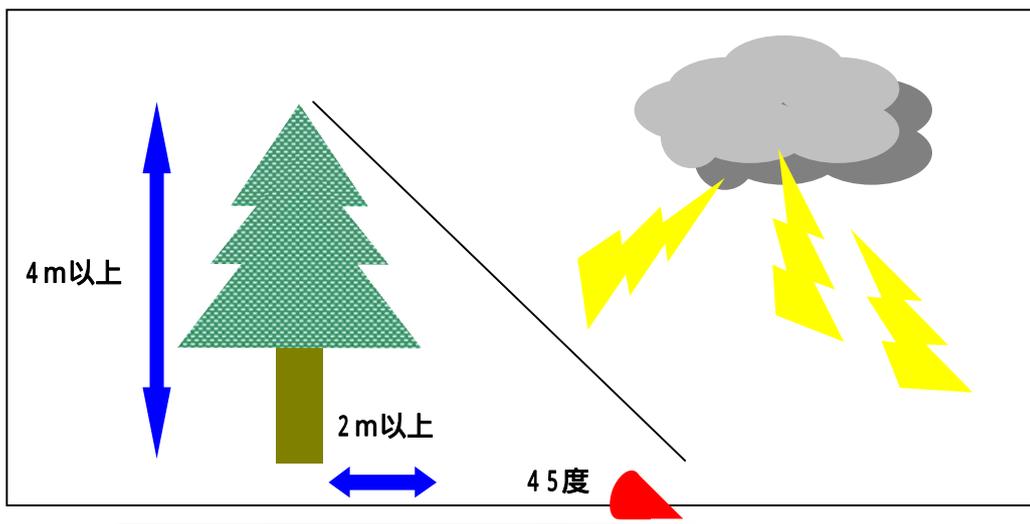
- ・運動場、海岸、山頂など、周囲にさえぎるものが何もない場所では、低い場所を探して(無ければその場で)身を低くする。( )  
校舎や体育館、校外ではバス・電車・鉄筋コンクリート建築も可
- ・複数の時は一カ所に集まらず、ばらばらで！

#### (3) 低い姿勢をとるときは、両足を閉じて

- ・足を開いていると、一方の脚から胴体を通して他方の脚へと電流が流れて感電する可能性が高くなる。脚は閉じて、身をできる限り小さくして座る。

#### (4) 4 m以上の物体から2 m離れて避難する

- ・側撃( )を避けるためにも、4 m以上の高い木(電柱等)の根元から2~3 mの場所で、一番高い部分を45度の角度で見上げられる場所で低い姿勢をとる。



側撃...落雷を受けた物体から放電を受けること。

#### (5) ラケット、クラブ、釣竿、傘等は手放す

- ・雷は、伝導性に関係なく高く突き出たものに落ちる。金属非金属かどうかは無関係、人体も例外ではない。

## 5 土砂災害への対応

### (1) 土砂災害とは

土砂災害とは、大雨や地震などが引き金となって、山やがけが崩れたり、水と混ざり合った土や石が川から流れ出たりすることによって発生する災害である。

土砂災害の主なものとして、「土石流」「地すべり」「がけ崩れ」がある。

### (2) 土砂災害の特徴と前兆

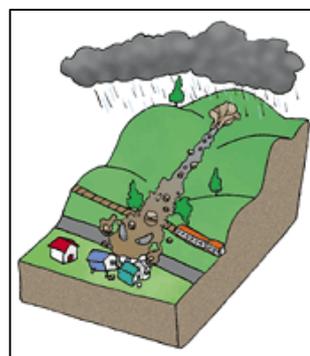
#### 【土石流】

##### 特徴

山腹や川底の石や土砂が、長雨や集中豪雨などの大量の水といっしょになって、津波のようにおそってくるものを、土石流といいます。その速さは、時速20～40kmとすさまじい勢いであつという間に家や田畑をつぶし、押し流してしまふ。

##### 前兆

- ・「山鳴り」といって、山全体がうなるような音がある。
- ・川の流れが急に濁る。流木が混ざり始める。
- ・雨が降り続けているに、川の水かさが減り始める。



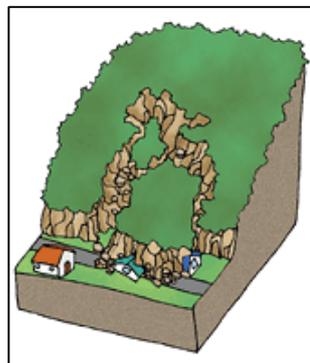
#### 【地すべり】

##### 特徴

地下水が粘土等の滑りやすい地層に浸み込んでたまり、そこから上の地面が浮き上がって滑りだす。地すべりの動きは1日に数ミリメートルだが、突然スピードが増すことがある。家や道路などの広い範囲で被害をもたらす。

##### 前兆

- ・地面にひび割れができた。
- ・地面の一部が落ち込む、または、盛り上がる。
- ・池や沼の水かさが、急にかわった。
- ・井戸の水が濁った。
- ・斜面から水が噴き出す。



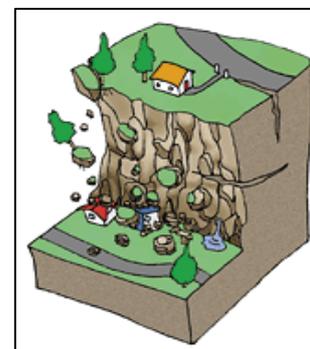
#### 【がけ崩れ】

##### 特徴

斜面が突然崩れ落ちる災害で、崩れた土砂は斜面の高さの2倍くらいの距離までとどくことがある。がけ崩れは、地震や、大雨や長雨で地面に水がしみこんで起きるが、地すべりと違い突然起きる。スピードが速いため、早期の避難が必要になる。

##### 前兆

- ・がけから小石がパラパラと落ちてくる。
- ・がけに割れ目ができた。
- ・がけからの湧き水が濁ってきた。



### (3) 土砂災害への対応

学校周辺に、県が指定する土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）等がないかを確認しておく。

学校で避難マニュアル等を作成するとともに、「大雨警報」「土砂災害警戒情報」など避難行動の目安となる気象情報の収集に努める。

## 6 原子力災害への緊急対応

学校の近隣における原子力関連施設の設置状況や災害発生時の措置について、あらかじめ把握しておく。放射性物質は無色無臭であり、その量、被ばくや汚染の程度などを知覚することは不可能である。よって、緊急事態においては、国、都道府県、市町村などの災害対策本部からの指示や情報が唯一のよりどころとなる。

災害発生時には、災害対策本部と綿密に連絡をとることが不可欠である。併せて、事前に、災害発生時における都道府県や市区町村などの対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、伝えられた情報の内容確認の仕方、児童生徒等のとるべき行動などについて把握しておく必要がある。

災害発生時には、まず、テレビ、ラジオ、広報車、コンピュータ等様々な手段で伝達される災害本部からの情報を入手する。その際には、情報の正確性に留意する。また、災害対策本部の情報から状況等を把握するとともに、屋内退避・避難等の対応方針について指示を受ける。

さらに、対応方針に応じて、児童生徒等に対してとるべき行動の指示を行う。例えば、屋内待避の場合、戸や窓を閉めたり、換気扇、空調設備等を止めたりするなど、外気を遮断する等の具体策をとる。なお、対策本部からの指示を受けた際、屋外にいた児童生徒等については、顔や手の洗浄、シャワー等が必要な場合もある。また、必要になった場合の保護者との連絡法についても検討しておく。

### (1) 放射性物質・放射線・放射能とは

- ・**放射性物質** ... 放射線を出す物質、または放射能を持つ物質
- ・**放射線** ... 放射性物質から放出される粒子や電磁波のこと
- ・**放射能** ... 放射線を出す能力

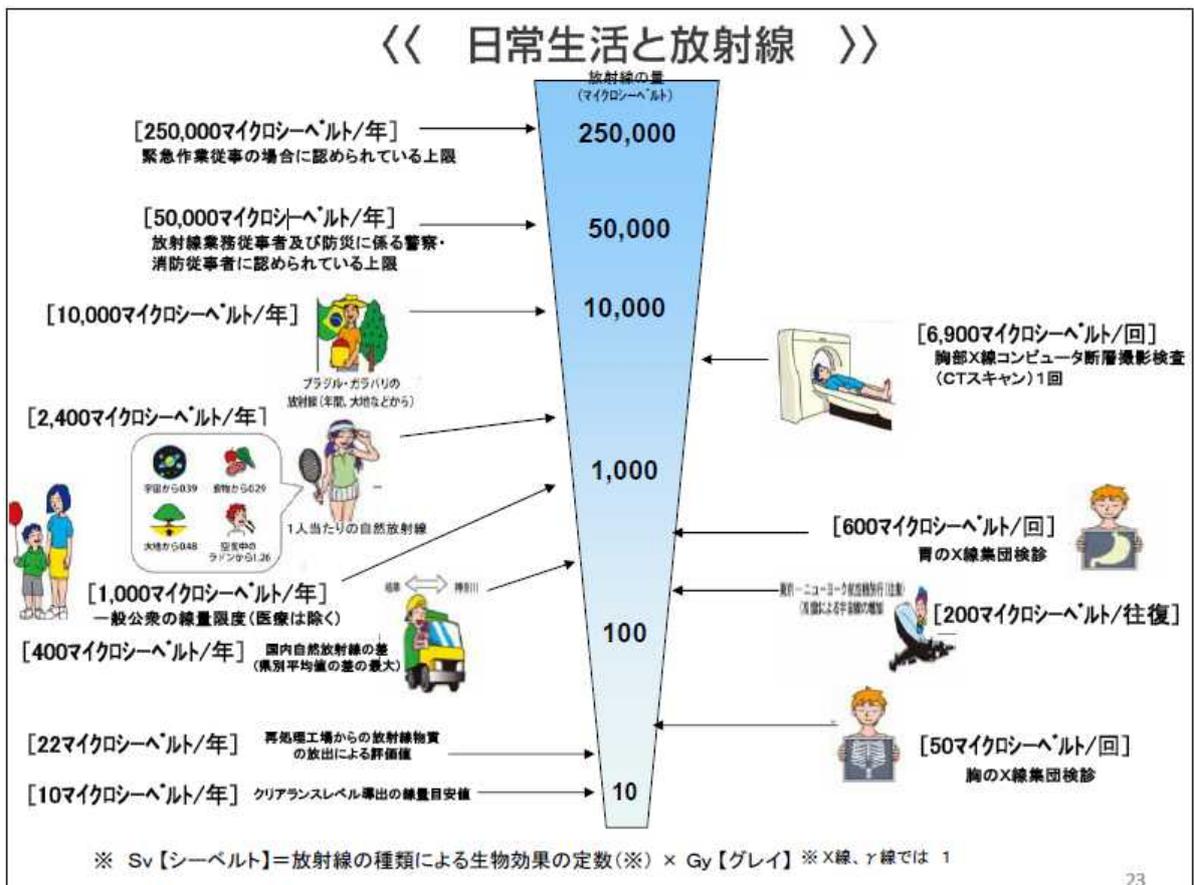
人は、大地や宇宙、食べ物や呼吸によって放射線を受けており、その「自然放射線」の量は年間約2.4ミリシーベルトとされている。

### (2) シーベルトとは

人の体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。

$$\left( \begin{array}{l} 1 \text{ シーベルト (Sv)} = 1000 \text{ ミリシーベルト (mSv)} \\ 1 \text{ ミリシーベルト (mSv)} = 1000 \text{ マイクロシーベルト (}\mu\text{Sv)} \end{array} \right)$$

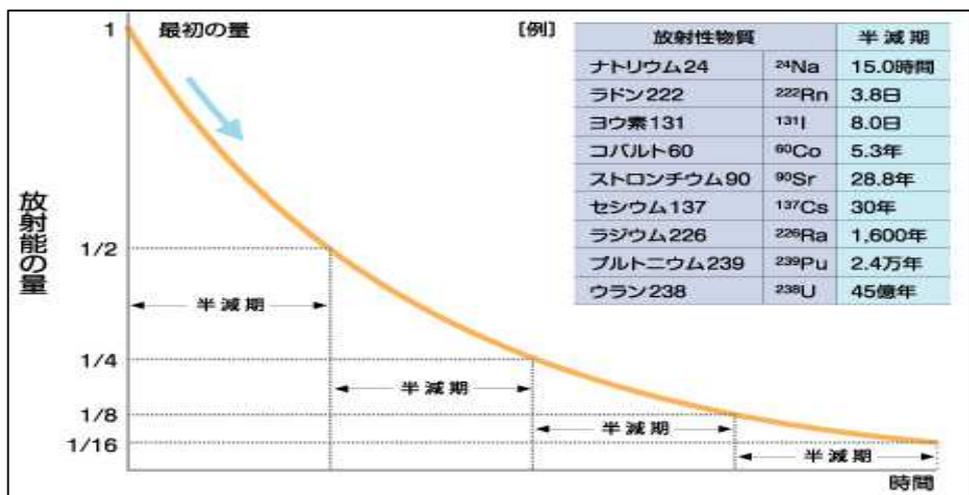
(3) 日常生活と放射線



出典： 文部科学省「放射能を正しく理解するために」

(4) 放射能の減り方

放射能は、時間の経過とともに減っていくという大きな特徴がある。放射能の量が半分に減るまでの時間を半減期といい、これは放射性物質の種類によって異なる。



出典： 電気事業連合会「原子力・エネルギー」図面集 2010年版

## 7 災害発生時の通信手段の確保

大災害が発生すると、安否確認や問い合わせなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながり難い状況（電話輻輳）が続くので、以下のような対応が大切である。

### （1）被災地から被災地外への通話

災害時は被災地への電話がつながりにくくなるため、被災地から被災地外へ安否情報や必要な報告をすることが望ましい。

### （2）公衆電話は災害時優先電話

災害発生時は緊急の通話を確保するため、一般回線の使用が制限されますが、公衆電話は制限を受けず、災害時優先電話となる。

ただし、近年は携帯電話の普及によって公衆電話の数が減っているため、事前に学校周辺にある公衆電話の場所を再確認しておくことが大切である。

### （3）NTTが災害発生時に提供するサービス

NTTは災害時に回線が混乱する状況の緩和を図るため、震度6弱以上の地震発生時に以下のサービスを提供している。

（ サービスの紹介 <http://www.ntt.co.jp/saitai/index.html> ）

#### 災害用伝言ダイヤル「171」

～被災地内の電話番号をキーにして、安否情報等を音声により伝達するサービス～



被災地域A学校の電話番号が076-123-4567の場合

【差出人】電話番号をキーに伝言を録音

171 + 1 + 076-1234567

【受取人】電話番号をキーに伝言を再生

171 + 2 + 076-1234567

#### 災害用ブロードバンド伝言板「web171」

～インターネットを活用して、安否情報等を電子掲示板により確認できるサービス～



【登録】被災地内の自宅や避難所などにあるパソコンや携帯電話などから <https://www.web171.jp/> にアクセスし、電話番号をキーに伝言を登録。

【閲覧】 <https://www.web171.jp/> にアクセスし、電話番号及びパスワードを入力して閲覧。

### 災害用伝言板サービス(NTT「iモード」の場合)

～携帯電話の番号をキーにして、安否情報等を確認できるサービス～



**【登録】** i Menuのトップに表示される「災害用伝言板」の「登録」を選択。現在の状態(「無事です。」)等を選択。任意で100文字以内のコメントが入力可。コメントのみも可能。  
**【メッセージの確認】** i Menuのトップに表示される「災害用伝言板」の「確認」を選択。安否を確認したい人の携帯電話番号とパスワードを入力して「検索」を押す。

### ～ 参 考 ～

災害時でなくても、以下の日に「災害用伝言ダイヤル」が体験(練習)できる。

毎月1日と15日 正月三が日 防災週間(8月30～9月5日)

防災とボランティア週間(1月15日～1月21日)

  SoftBank でも、同様のサービスを提供している。

## 第3節 災害安全に関する評価

### 1 評価の観点と内容

	評価の観点	評価の内容
1	災害発生時の対処と研修	危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)が作成され、訓練等を行い、見直しがなされているか 全教職員が応急手当の手順や技術を習得できるように配慮したり、研修を行ったりしているか
2	災害発生時の緊急連絡体制の評価	校内での救急・緊急連絡体制はできているか 校外学習等における救急・緊急連絡体制はできているか
3	自然災害等発生時の安全措置の評価	火災、地震、津波、火山活動、風水(雪)害等の発生に備えた被害防止対策が適切に立てられているか 災害発生時の安全措置や教職員の役割が明確にされているか

2 地震に備えた年度当初のチェック項目

	チェック項目	Check
施設 設備	施設設備や器具等の転倒防止対策を行っている	
	ガラスの飛散対策等を行っている（窓ガラス、棚等）	
	危険性の高い薬品類の砂箱等へ収納や、破損防止等の対策をとっている	
	電気・ガス器具の発火防止策をとっている	
	防災の視点からの安全点検を実施している	
	消火器や避難誘導の設備点検を実施している	
	避難の妨げとなる障害物を除去してある	
組織 体制	学校防災組織や教職員の役割（班）が明確になっている	
	役割（班）ごとに、事前に準備や確認する内容の一覧表を作成している	
	地震発生後の動員体制や配備体制が教職員に周知されている	
	学校周辺の避難場所や留意事項が教職員に周知されている	
	学校生活時、校外活動時等のケース別の避難誘導體制が明確になっている	
	学校の所在地が津波や土砂崩れの予想される地域にある場合、状況に応じた避難場所や経路を複数決めている	
教育 訓練	定期的な避難訓練を計画している（P143「緊急地震速報 利用の心得 参照」）	
	児童生徒への防災教育（地震）を計画している	
	地域と連携した地震防災訓練を計画している	
	登下校中に地震、津波が発生した場合の避難の仕方について児童生徒に指導している	
書類	重要書類や児童生徒の名簿、連絡先が直ぐに持ち出せる体制が整っている	
	児童生徒の連絡先カードを作成している	
	保護者へ児童生徒を引き渡す際のチェック表を作成している	
	設備の日常点検表を作成している	
児童 生徒 保護者	学校は保護者・児童生徒との連絡体制を整備している （可能な限り保護者や生徒の携帯メールアドレスを把握しておく等）	
	電話が使えない場合、保護者は学校へ児童・生徒の安否を知らせる方法を理解している	
	学校は児童生徒の通学路・通学方法を把握している （通学途中に地震が発生した場合、原則は帰宅、学校に近い場合は学校に避難）	
	自宅が倒壊した場合の集合場所を家族で共通理解している	
その他	関係機関との連絡体制を整備している	
	津波災害対策をとっている（海岸付近の学校）	
	土砂災害対策をとっている（山間部の学校）	

3 原子力災害の発生に備えたチェック項目

	チェック項目	担当者	
施設・設備	災害時の情報を得る防災行政無線、ラジオ、テレビ等を備えている	教頭 安全担当	
	災害時に必要な物品（トランシーバー、ハンドマイク、懐中電灯、救急箱、毛布等）を備えている	教頭 安全担当	
	災害時に避難の妨げとなる障害物を廊下、階段、非常口から撤去してある	教頭 安全担当	
組織・体制	災害時に備え、学校原子力防災委員会を設置し、教職員の役割分担を明確にし、指導を徹底している	校長 教頭	
	災害時における児童生徒、教職員、保護者への緊急連絡網を作成している	安全担当	
	保護者に対して、災害時における学校の対応策や子どもの引き渡し方法等について周知している	安全担当	
	災害時の校内における避難誘導経路を作成してある	保健主事 安全担当	
	市町の防災担当者と定期的に連絡等の打ち合わせを行っている	校長	
教育・訓練	災害発生時に備えた避難訓練等を行っている	保健主事 安全担当	
	原子力防災教育を行っている	保健主事 安全担当	
その他	避難所に指定されている学校は、避難者の使用場所や留意事項について教職員が周知している	校長 教頭	
	避難所に指定されている学校は、避難時の住民の受け入れ方法等について市町や自主防災組織の代表と協議している	校長 教頭	
書類	原子力災害に備えた学校安全計画 学校における原子力防災マニュアル	保健主事 安全担当	

